

東京都板橋区農業委員会

第 25 期第 35 回定例総会議事録

令和 8 年 5 月 2 6 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 25 期第 35 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 8 年 5 月 2 6 日（火）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 9 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村 博之
2		6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7		11	田中 はつ江
4		8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)
合計4件 (内訳: 4条関係2件、5条関係2件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料3)
- (3) 生産緑地買受者の照会について (資料4)

3 その他

- (1) 茶摘み体験学習事業の実施結果について (資料5)
- (2) さつきフェスティバルの実施結果について (資料6)

4 次回日程

日 時 令和8年6月24日(水) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	田中 はつ江	委員
	大野 治彦	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	追川 智子	農政担当係長
	橋本 陣	書記

事 務 局 長	只今より、第２５期第３５回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会 長	皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、田中はつ江委員、大野治彦委員を指名させていただきます。欠席の届出が會田幸夫会長職務代理、染宮利章委員、久保秀一委員から出ております。
会 長	それでは、協議事項（１）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 長	それでは、資料１、１ページをご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、３年に一度、税務署に提出する「相続税納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっております。 今回は１件でございます。 番号１、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は７８及び９７です。 土地の所在は、徳丸四丁目１８９番７、徳丸五丁目２５番２及び２５番３、地目は何れも畑、面積は合計で１，８０６平方メートルです。 概ねの位置ですが、１ページ下段の生産緑地番号７８及び９７の案内図において、矢印が指しているところ、板橋徳丸五郵便局の南側及び北東側です。 ５月１２日に、木村 博之 委員が現地を確認して頂いております。 問題等がなければ、２ページの証明書を発行いたします。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。 まず、生産緑地番号７８番の様子です。ブロッコリーが一面に植えられており、奥にはじゃがいもが植えられているのが確認できました。 続きまして、生産緑地番号９７番の様子です。エダマメ、里芋が植えられているのが確認できました。 いずれの畑も、適切に耕作されている様子が確認できましたので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。 説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問はございますか。
委 員	次回の本証明書において、引き続き耕作を行っている期間の始期は、今回現地調査を行った令和８年５月１２日という認識でよいですか。

事務局 長	間違いありません。
会 長	他に何かございますか。 特にないようですので、採決に移りたいと思います。 本件証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成者多数のため、事務局は証明書の発出をお願いいたします。 続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局 長	それでは、資料2、3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和8年4月11日から同年5月10日まで届出があったもの、2件でございます。 専決番号1、土地の所在が成増四丁目595番14の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は94平方メートル、転用の目的は個人住宅です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、3ページ下段の専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、成増が丘小学校・赤塚第二中学校の北側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は戸建て住宅となっております。 こちらは現況に対する届け出でございます。 説明は以上でございます。
事務局 長	続きまして、専決番号2、土地の所在が高島平七丁目4番12の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は231平方メートル、転用の目的は共同住宅です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、4ページ上段の専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線 高島駅の北西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は集合住宅となっております。 こちら現況に対する届け出でございます。 説明は以上でございます。

会 長	4条関係2件について、ご意見、ご質問はございますか。 特にないようですので、続いて5条関係の説明をお願いします。
事 務 局 長	続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和8年4月11日から同年5月10日までに届出があったもの、2件でございます。5ページをご覧ください。 専決番号1、土地の所在が成増四丁目595番1の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。 面積は、140平方メートル、転用の目的は個人住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、6ページ上段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、成増が丘小学校・赤塚第二中学校の北側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は空き地となっております。 こちらは現況に対する届け出でございます。 説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号2、土地の所在が高島平四丁目24番26の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。 面積は、90平方メートル、転用の目的は個人住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、6ページ下段、専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、高島第三中学校の北側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	こちらの土地は、昨年10月の総会の際にご報告をさせていただいた土地になりまして、受理通知書を渡したのちに、筆の分筆を行ったため、再度の手続きが必要になったものでございます。 現況は空き地となっております。説明は以上でございます。
会 長	5条関係2件について、何かご意見、ご質問はございますか。
委 員	農地転用の届出について、職業欄が設けてありますが、こういった理由で記載欄があるのでしょうか。
事 務 局 長	様式の中に定められているものでございますが、理由については次回 の総会の際に回答させていただきます。
委 員	今回、共有名義で同じ方の届出が第4条と第5条で1件ずつあります

		が、届出が分かれた理由は何でしょうか。
書	記	第4条の届出の土地については持ち分の整理のため、第5条の土地については現状の共有名義を単独名義にするためと伺っております。
会	長	他に何かございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局長
		それでは、7ページ、資料3をご覧ください。 令和8年4月11日から同年5月10日までに、東京法務局 板橋出張所より照会のあったものが1件ございます。 番号1、土地の所在が赤塚新町一丁目923番1、924番1及び1033番1の3筆で、登記簿上の地目は何れも畑、面積は合計で799平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。 本件については、4月20日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を4月22日に、東京法務局 板橋出張所へ回答しております。 概ねの位置は、7ページ下段の番号1の案内図において、矢印が指しているところ、東武東上線 下赤塚駅の東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書	記	現況は、戸建て住宅及びその庭となっております。 そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。
会	長	何かご意見、ご質問はございますか。 特にないようですので、続きまして、報告事項(3)生産緑地買受者の照会について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局長
		こちらにつきましては、書記からご説明いたします。
書	記	8ページ、資料4をご覧ください。「生産緑地買受者の紹介について」でございます。 こちらは、生産緑地所有者が生産緑地の指定を解除する際に、生産緑地の買取申出を提出したことにより、所管課の政策企画課から今回の生産緑地に対する買受者の紹介依頼がきたものでございます。 今回の案件は、土地の所有者である主たる従事者が亡くなったため、

会 長 委 員 書 記 委 員 書 記 委 員 書 記 委 員 事 務 局 長	買取申出が提出されております。 土地の所在等につきましては、資料 9 ページのとおりです。 資料 8 ページが農業委員の皆様あてのご依頼の文書となっております。9 ページ、10 ページが政策企画課から受領したあっせんの依頼文書となります。 設定期限までに買取を希望する農業者の方がいないようでしたら、その旨を板橋区長あてに報告し、区はその回答をもって、買取申出提出日から 3 ヶ月以内に、買取希望がない旨の通知を所有者へ送付するという流れとなっております。 なお、生産緑地の行為制限は、買取申出提出から 3 ヶ月後に解除されることとなります。 報告期限は 6 月 24 日となっております。期限までに買取を希望する農業者の方がいないようでしたら、その旨を板橋区長あてに報告したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 説明は以上でございます。 何か、ご意見、ご質問等がございますか。 本件土地の売却額は、こういった計算がされますか。 買取申出を提出する際に、土地所有者から、買取希望金額の提示があるので、その金額が基準となります。 買取については、今回買取申出が出ている土地の一部を買い取ることができますか。 土地所有者との相談になりますが、買い手と売り手の双方が了承すれば可能かと思えます。 今回、買取者がいなかった場合、この土地はどうなりますか。 買取申出を行ってから、買い手が見つからずに 3 か月経過した場合は、生産緑地の行為制限が解除され、農地の転用や売却が可能となります。その後生産緑地の指定が解除となります。 生産緑地を解除した場合、遡ってその土地について減額されていた固定資産税等が請求されることはありますか。 そうしたことはありません。
--	---

委 員 書 記	本件のような土地を買うことができるのは、区やＪＡ、農業者に限りますか。 まず、買取申出がなされると、東京都と区で買取を行うか決定し、買取を行わない場合は、農業委員会及びＪＡにあっせんの依頼があります。そこで、農業者や、農地所有適格者法人等で買取希望がなかった場合は、買取申出から３か月経過すると、生産緑地の行為制限が解除されるので、通常の土地として売買等が可能となります。
委 員 会 長	農地保全のため、できる限り生産緑地として買取を進めてほしいと思います。 他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いてその他（１）茶摘み体験学習事業の実施結果について事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは１１ページ、資料５をご覧ください。 令和８年４月３０日（木）にお茶摘み体験学習を実施いたしました。実施場所は徳丸の茶畑で、紅梅小、徳丸小、北野小、赤塚小、志村第五小学校の合計４９１名の児童がお茶摘みを行いました。 摘んだお茶の葉でございますが、当日のうちに所沢の製茶園に製茶を依頼しまして、今月下旬に学校を通じてご参加いただいた児童へお配りする予定です。 説明は以上でございます。
会 長	何かご意見、ご質問はございますか。
委 員	子供たちが摘み終わった茶畑は、その後どういった管理がなされますか。
事 務 局 長	１１月頃に、来年また新芽が出るように刈り込みを行い、茶摘み体験に向けて準備を行います。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いてその他（２）さつきフェスティバルの実施結果について、事務局より説明をお願いします。

事務局 長	こちらは、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは12ページ、資料6をご覧ください。 令和8年度さつきフェスティバルは、5月10日(日)から15日(金)まで、区役所本庁舎にて実施いたしました。主催・板橋区、協力・東京あおば農業協同組合・城北阜月会、協賛・練馬区で実施しております。 実施内容は、さつきの展示、さつきの苗木の販売、区内産農産物の販売、園芸教室として、植物の寄せ植え教室とさつきの手入れ教室を、記載の日程で実施いたしました。 また、さつきの展示会に合わせて審査会も開催いたしまして、35点の出品の中から、22点の入賞作品を決定しております。 今回のさつきフェスティバルでも農業委員の皆様には大変ご協力をいただいております。いたばしふれあいマルシェでは、12日に會田会長職務代理、13日には山口会長と染宮委員に出荷のご協力をいただきました。また、15日の寄せ植え教室では松澤委員に講師を担っていただきました。 ご協力いただきました委員の皆様、ありがとうございました。 「板橋ふれあいマルシェ」は毎回大盛況でございまして、6月と7月にも開催予定がございしますので、ご紹介させていただきます。次第の下の表、6月の区の予定の欄にも記載してございますが、6月25日(木)と26(金)の2日間、および、7月14日(火)に本庁舎1階で実施予定です。いずれも午前11時30分から販売予定でございしますので、出荷・販売のご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。 説明は以上でございます。
会 長	何かご意見、ご質問はございますか。 全体を通して何かございますか。 特にないようですので、これをもちまして第35回定例総会を閉会いたします。 (終了時間 午後2時51分) 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・運営委員会 6月19日(金) 午後2時00分 ・定例総会 6月24日(水) 午後2時00分

議 長

署名委員

同 上